



# e-Taxで 確定申告

e-Tax (国税電子申告・納税システム) は、自宅や会社などからインターネットを利用して申告、申請・届出ができる便利なシステムです。あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する手続きができ、とても便利です。

真岡 税務署 ☎0285 (82) 2115  
税務課 賦課係 ☎026 (677) 6035

## 納税は 納期限内に

◇12月は市町村民税徴収強化月間です◇  
税務課 納税係 ☎028 (677) 6013

**全県下一斉の取組**  
納税の公平と徴収の確保を図るため、12月を「市町村民税徴収強化月間」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

**自主的な納付**  
税金は納期限までに納税することが原則です。しかし、期限を過ぎても納税がない場合には、財産の滞納処分(差し押さえ・公売など)をしなければなりません。

**滞納者への調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差し押さえのため、タイヤロックをすることもあります。**

滞納処分をされることのないよう、自主的な納税をお願いします。

**町民の取り組み**  
市町村民税を納期限内に

納めることが困難な人の相談を受け付けます。

**納税催告**  
納期限を過ぎても納税がない人に対し、督促状・催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

**財産調査**  
滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関などに対し調査を行います。

**給与調査**  
滞納者の給与を差し押さえるため、勤務先に対し給与の調査を行います。

**差し押さえ処分**  
不動産・預貯金や生命保険、給与のほか自動車などの差し押さえを行います。差し押さえ後も納付されない場合、差し押さえ財産の公売・取立を行います。

### ①HPから簡単申告

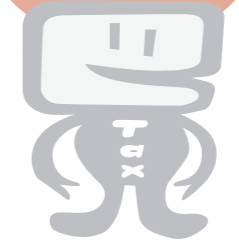
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。



### ②最高5,000円の税額控除

本人の電子署名および電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました。(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)

**e-Taxで  
申告すると...**



### ③添付書類が提出不要

e-Taxで確定申告を行うと、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。(ただし、3年間は書類を保存)

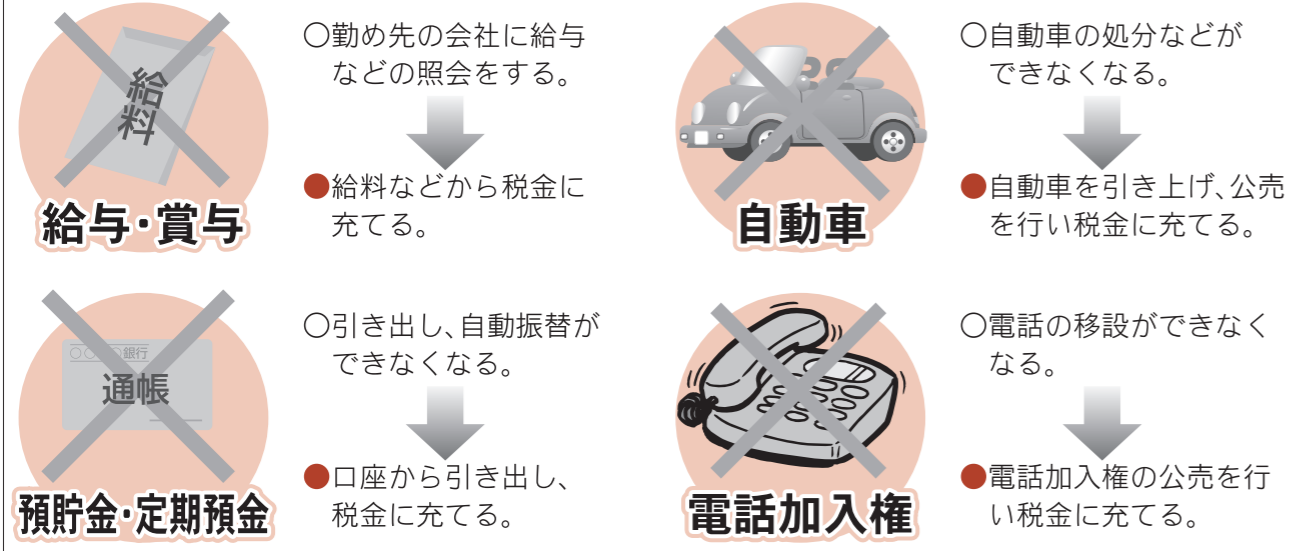


### ④還付が早い

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理されるので還付の手続きも早く行われます。(3週間程度が目安)



### 差し押さえになると...



※他にもテレビ、パソコンなどの動産や、土地、建物などの不動産、売掛金や生命保険なども差し押さえの対象になります。

**e-Tax  
利用するためには**

①開始届出書の提出  
e-Taxの開始届出書を税務署へ提出します。

②住基カードを用意  
自宅でe-Taxを利用するためには、電子証明書(住民基本台帳カード)が必要です。役場住民課で発行(10日程度時間が必要)できます。

③ICカードリーダーを用意  
e-Taxの利用には、電子証明書(住民基本台帳カード)を読み取るICカードリーダーライターをパソコンに装備し、インターネットへ接続する必要があります。



住基カード 住基課 住基係  
☎028 (677) 6014